

2020年1月15日

各 位

中途退職者を対象とした「ジョブリターン制度」の新設について

株式会社 山形銀行（頭取 長谷川 吉茂）は、育児・家族の介護・配偶者の異動などのやむを得ない事情により退職した行員や、過去に自身のキャリアアップなどの理由で退職した行員を対象とした再雇用制度（「ジョブリターン制度」）を新設することをお知らせいたします。

この「ジョブリターン制度」は、当行を一度退職された方々に、退職前に培った知識や経験に加え、退職期間あるいは退職後の新天地で得た知見・人脈・経験を活かして、再び当行で活躍していただくための制度です。

行員の多様な働きかたの実現および多彩な価値観やキャリアによる「イノベーション」の創出には、これまで以上に前例や常識にとらわれず、果敢にチャレンジできる人財が必要です。「お客さま」「地域」「当行」の未来をつくるため、山形の発展に「責任」を持つベストパートナーバンクを目指し、地域で存在感のある企業へのさらなる進化を遂げるべく、今後も人財の採用・登用・育成に力を入れて取り組んでまいります。

< 制度の概要 >

制 度 名	ジョブリターン制度
対 象 者	以下の事由をいずれも満たす方 （１）当行での行員としての勤務実績が３年以上あること （２）当行を退職後、７年以内であること
退職事由	転職／キャリアアップのための自己研鑽／結婚／妊娠・出産・育児／介護／看護／配偶者の異動など、原則として退職事由を問いません
雇用形態	正社員（行員）としての採用を前提としながら、応募者の適性・勤務実績等をふまえ検討します
処 遇	当行退職後の勤務実績や経験をふまえ検討します
応募方法	「履歴書」および「職務経歴書」を送付のほか、採用ホームページ内「専用フォーム」経由の応募も受け付けます
選 考	応募書類および面接による選考をふまえ採用可否を決定します
制度開始	2020年2月1日

以 上

本件に関するお問い合わせ先

広報室 二宮

電 話：023-623-1221（代表）